

# 吉野川流域生態系ネットワーク検討の進め方

## 1. 検討の背景と目的

### (1) 検討の背景

#### ■世界では

- ・生物多様性条約→愛知県・名古屋でのCOP10の開催と愛知目標の設定
- ・持続可能な発展、生物多様性の保全に向けて各国で生態系ネットワーク形成の取組を推進

#### ■国・広域圏では

- ・〈国土形成計画（全国計画）〉や〈生物多様性国家戦略 2012-2020〉で生態系ネットワークを主要施策として位置づけ
- ・〈四国圏広域地方計画〉で生態系ネットワークを主要な環境保全方策として位置づけ
- ・〈国土交通省社会資本整備審議会（河川分科会）答申〉で、「流域と連携した広域的な生態系ネットワークの形成に向けた取組の支援・推進」の記載
- ・〈吉野川水系河川整備計画〉で魚類等の移動の連続性確保・河川工事等におけるミティゲーションの実施・なだらかな連続性のある水際環境の再生の記載

#### ■徳島県では

- ・〈とくしまビオトープ・プラン〉による先進的取組から、市民主導による〈生物多様性ととくしま戦略〉の策定へ



これまで吉野川流域で行われている、行政、NPO等の団体、学校、企業等による生物生息地を保全・再生する取組を発展させ、河川を軸・拠点とした流域の生態系ネットワークの形成を推進することが求められる。

### (2) 検討の目的

吉野川とその流域において、豊かな生態系を維持していくために、現状の課題を踏まえた、生態系ネットワーク形成のための目標を設定し、具体的な役割分担と方法について検討する。

## 2. 吉野川流域生態系ネットワークについて

### (1) 吉野川流域生態系ネットワーク形成のポイント

#### ■ポイント1 目標や将来像の共有

- ・目標や将来像を共有することにより、主体ごとに様々な考え方で実施されてきた生物生息場所の保全・再生などの取組を連動させ、生態系ネットワークの形成につなげる。

#### ■ポイント2 多様な主体の参加・協働

- ・流域の生態系ネットワークの形成を図るには、吉野川、旧吉野川等の河川堤外地に加え、堤内地の取組を進めていくことが必要。そこで、県・市町・学校・企業・農林水産業関係者などの多様な主体の参加と協働が進むように留意。

#### ■ポイント3 具体的な事業展開

- ・策定した計画を具体的な事業や取組として展開していくことを目指す。

そのために、

- ・既存の計画に記載されている内容を位置づける
- ・参加が容易な取組を含めた多様な参加方法（参加メニュー）を設定する
- ・防災や地域振興、経済振興の視点をもった取組とする

### (2) 対象区域

対象区域は吉野川流域（徳島県内）の16市町村とする。



図 対象区域

(3) 事業内容

吉野川流域生態系ネットワーク形成は、以下の2段階での実施を想定。

■検討段階

- ①現状や課題の整理
- ②目標や基本方針の設定
- ③プロジェクトの設定（プロジェクト数については今後の検討による）
- ④プロジェクトごとの取組メニューや実施主体の設定
- ⑤多様な主体の参加・協働による実現方法の検討  
例) 顕彰や広報などのインセンティブの検討  
協働のための仕組みの検討など

■実施段階

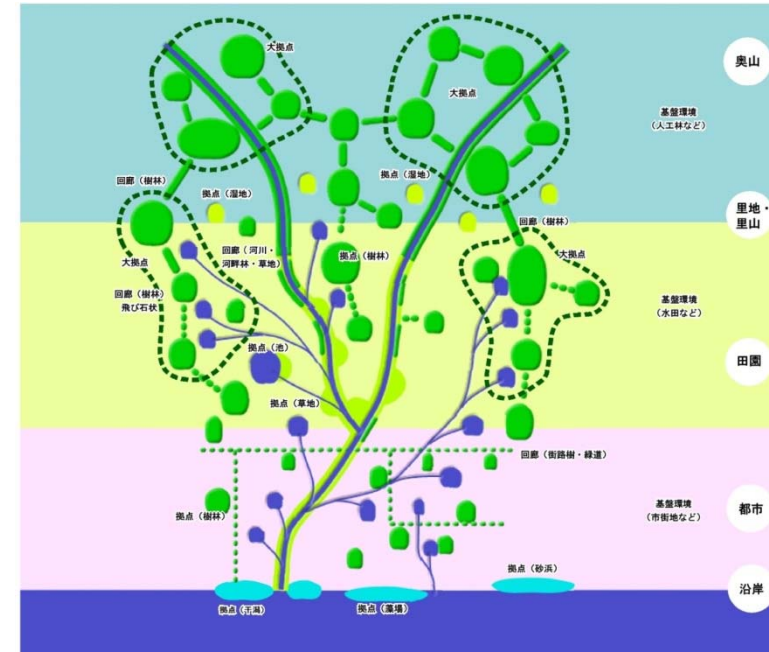
- ⑥〈仕組み〉の整備と運用
- ⑦パイロット事業の実施
- ⑧事業や取組の本格実施

吉野川流域生態系ネットワークのイメージ

複数のプロジェクトを設定

■プロジェクトの一例

- 吉野川の水際の豊かなエコトーンの形成（吉野川中～上流域）
- 魚が往来する豊かな川づくり（吉野川流域全体、河川 ↔ 用水路、水田含む）
- 水辺のビオトープ（河川外も含む）のネットワーク形成（吉野川中～下流域）



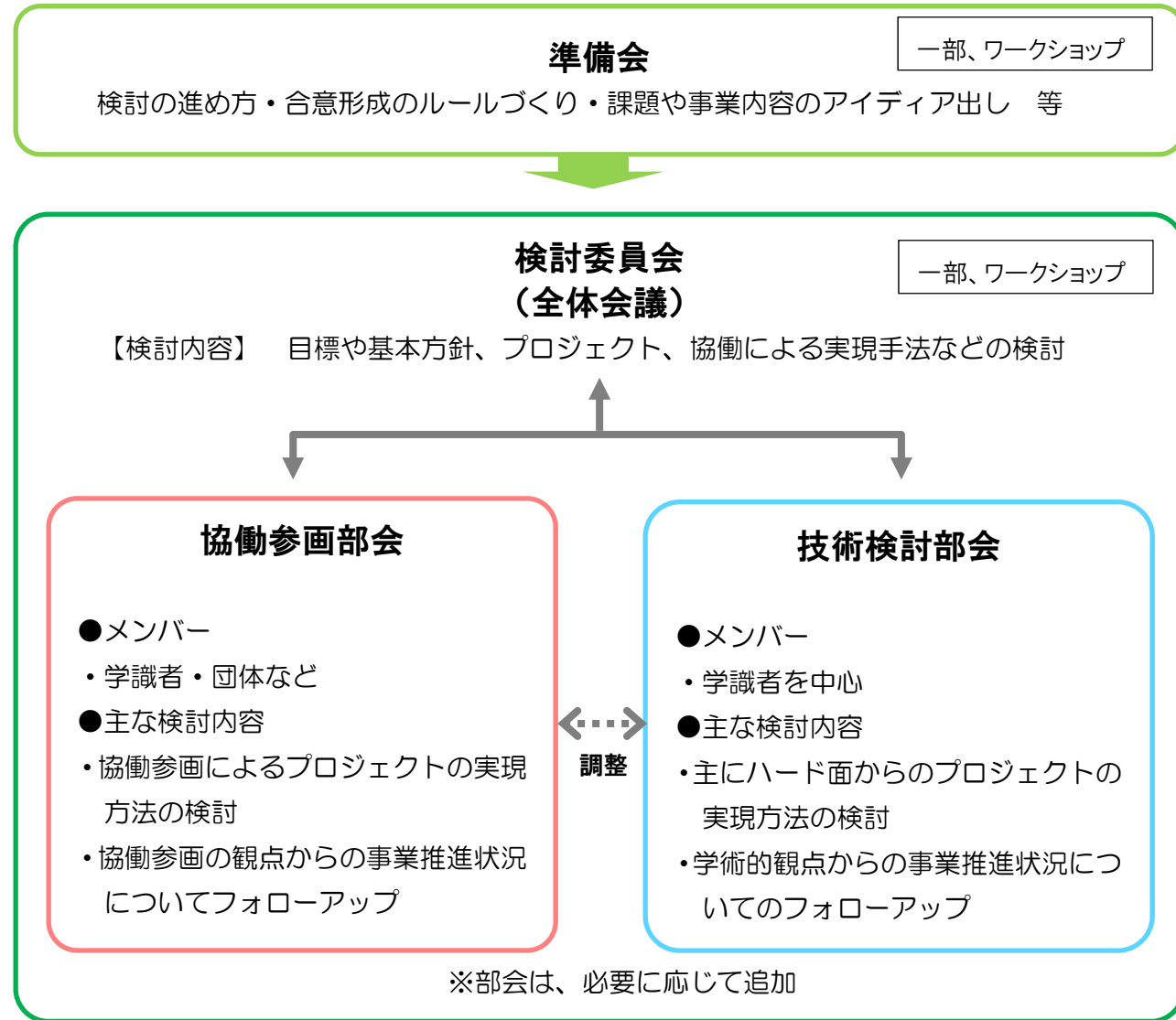
生態系ネットワークのイメージ

(4) 事業スケジュールの目安

	H26年度			H27年度			H28年度			H29年度以降		
	7・8・9	10・11・12	1・2・3	4・5・6	7・8・9	10・11・12	1・2・3	4・5・6	7・8・9		10・11・12	1・2・3
<b>■検討段階</b>												
現状や課題の整理	■											
目標や基本方針の設定	■											
プロジェクトの設定			■									
プロジェクトごとの取組メニューや実施主体の設定				■								
多様な主体の参加・協働による実現方法の検討				■								
<b>■事業実施段階</b>												
〈仕組み〉の整備と運用							●			→		
パイロット事業の検討・実施							■			■		
事業や取組の本格実施										■		
検討委員会	準備会⇒ ○ ● ●						●			●		

### 3. 検討の枠組み

#### (1) 検討委員会の構成と主な検討内容



#### (2) 委員会・部会の委員の追加等

- ・委員会や部会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。
- ・必要に応じて委員以外の方からも意見を聞くことができるものとする。

#### (3) 合意形成のルール

検討委員会や部会での検討は、以下のルールに基づいて行う。

- ・検討委員会は、吉野川流域生態系ネットワークの形成について前向きに議論する場とする。
- ・個別の事業についての是非を判断する場ではないことを認識した上で議論を行うものとする。
- ・プロジェクトの取組み実施、協力については、各主体の自主性を尊重し、強制することがないようにする。
- ・委員会については記者発表を行い公表する。

#### (3) 検討委員会の開催時期と検討内容のイメージ

